

第10回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月1日（金） 9:30～10:30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：①公売物件の鑑定

②酒類の研究

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原委員、大橋専門委員、福井専門委員

○財務省

①公売物件の鑑定

関税局 業務課長 古井 俊之（以下「古井業務課長」という）

②酒類の研究

国税庁 課税部 酒税課長 小鞠 昭彦（以下「小鞠酒税課長」という）

鑑定企画官 浜田 由紀雄

（以下「浜田鑑定企画官」という）

○鈴木主査 おはようございます。第10回の「官業民営化等WG」をただいまから開催したいと思います。

本日は、統計調査・製造等についてのヒアリングを財務省、国土交通省、総務省から行いたいと思います。なお、当ワーキンググループにおきましては各ジャンルごとに責任担当制をとっておりまして、統計調査・製造等については原委員、それから、大橋専門委員に担当をいただいています。したがって、進行等についてはそちらでお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○大橋専門委員 おはようございます。

それでは、御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○古井業務課長 それでは「公売物件の鑑定」という表題の案件について御説明いたします。

これは財務省組織令第43条、あるいは財務省組織規則第264条に書いてございます、税関における犯則物件及び公売し、または売却する物件の鑑定に関する事ということでございますけれども、これにつきましては4. にございますように、従事者数は、「価格鑑定も業務の一部とする特殊鑑定部門の職員数は全国で10名」ということになっております。

事業の内容については、6. にございますように、「税関が犯則事件を調査するため必要があるとき差押えた物件等の鑑定に関する事」となっております。

現在の民間にお願いしていることの具体的内容というのが7. に書いてございます。例えば、中古自動車の鑑定とか時計の鑑定等で、（注）にございますように、犯則調査の過

程での鑑定であり、公売には至っておりません。

6月3日の調査依頼の回答では、要約しますと、事務の根幹は民間に開放し得ないというお答えをしております。これは、鑑定を全く民間に委託していないということではなくて、最後の予定価格の決定とか、あるいは立件するときの密輸商品の額というのは、最終的には税関が決めなければいけないという趣旨で書いたものでございまして、我々としては、これまでも鑑定を民間にお願いしていることは多々ございます。

「8. 更なる民間開放についての見解」というところでございますけれども、ここは限定も含めての説明になっておりますけれども、まず、公売につきましては数が少なく、そのための鑑定業務というのはほとんどない現状になっております。平成15年を調べましたけれども、公売は1件もございませんでした。

したがって、現在、犯則物件及び公売し、または売却する物件の鑑定に関することということで業務を行っておりますのは、犯則物件の価格鑑定ということが主になるわけですが、犯則事件、例えばブランド物の時計を密輸したとか、それは密輸額に応じて罰金とか、あるいは量刑とか、当然、変わってきますので、そういったものを調査しております。また、農産品についても、密輸したときにその価格を調査するというようなことが主な仕事でございます。

例えば、ブランド品の時計のようなものは、結局、犯則事件として告発するかもしれませんので、公判でも使う資料になりますので、きちんとした価格を取ということで、8.にも書いてありますけれども、その物品のメーカーに問い合わせることが多い。それについては回答してもらっている。それは、仕入れ価格ということになりますので、一般にわかっている価格ではなくて、一応、メーカーさんの秘密に属する情報もあるというようなことでございます。そういうものを密輸されたものに限って教えてもらっているというような実情がございます。

それから、農産品については、これも市場価格で調査しますけれども、これは市場がございしますので、市場があるものについては調べればすぐわかる。また、貴金属みたいなものの密輸であれば、ロンドンの国際マーケットの値段を調べたり、そういうところを通して、密輸したものの価格というのを鑑定するという仕事をしているわけでございます。

実態はそういうことで、それを説明で書いたのが8.でございすけれども、ポツの2つ目、「犯則事件で差押えた物件には種々のものがあり」と書かせていただいております。今、申し上げたような事例がございす。「価格の鑑定については、市場価格調査等で容易に判明するもの」や「農産品等の市場があるもの。」それから、「民間に鑑定委託先が無いようなもの」については、税関で鑑定するのが合理的と考えております。

それから、「専門家ではなくては鑑定困難なもので鑑定委託先のあるもの」については、これまでも鑑定を依頼してございます。6月の書きぶりは少し説明不足で、全く鑑定を頼んでいないような印象を与えたとしたら、それは申し訳なく思っておりますが、これまでも鑑定を依頼しておりまして、その委託先は価格の正確性を確保するため、当該物品のメ

ーカー、あるいは業界団体等を選定しております。例えば、中古自動車については、財団法人である自動車査定協会といった業界団体等の公益性のあるところをお願いをしているということです。

報酬については、無料で協力してもらっている場合、これは例えばメーカーさんに直接問い合わせて御回答をいただくような場合と、市場価格相当の鑑定料を支払っている場合、例えば中古自動車の場合はその査定料と出張料等の実費でございました。

我々としては当然、今後も正確な価格を取らないといけないもので、専門家でなくてはできないものは当然、必要に応じて鑑定委託を行うつもりでありますし、そうする予定でございます。

最後になりますけれども、鑑定を外部委託することを制限している法令はございません。

税関の犯則物件及び公売し、または売却する物件の鑑定に関することについては、以上でございます。

○大橋専門委員 ありがとうございました。

○原委員 実際に資料と、それから、今、御説明をお聞きして、新たなメンバーなものですから、これまでの経緯をそれほど存じ上げているわけではないんですが、ただ、鑑定という業務はかなり専門的、それぞれの品目ごとにかなり専門性を要求されるもので、結構、民間のテレビ番組を見ても、目ききの人はそういう見方をするのかなというので、いつも、それはそれで実際に驚いたりして見ておりますけれども、そういうことを考えると、必ずしも公務員の方々というのはそれぞれの品目の専門家ではないというところがあって、既に中古車とか、ものによっては外部に出されているということなので、業務自体、国が基本的に守秘義務をかけるとか、そういうようなところは必要かもしれませんけれども、業務自体は必ずしも国が行うことはないのではないかという印象でお聞きしているんですけれども、これからの方向性の中ではどういう整理をされていく、いま一步というよりは、何か全体的に見直されてもいいのではないかと思うのですが。

○古井業務課長 例えば、かけ軸だの茶わんだの出てきたら、当然、高価なものかもしれないということであれば鑑定を依頼することになると思うんですけれども、申し上げたとおり、公売はほとんどないということです。そのための価格鑑定業務はほとんどありません。また、犯則事件の調査のためというのは、要はどれぐらい関税を脱税しているのかということで、程度によっては告発するし、程度によっては、通告処分というものとどめたり、そういうことがあるわけございまして、要は、犯罪調査と密接に連動しながら、捜査当局とのやりとりの中で価格の鑑定をしていくということが結構多いということです。要は、これをぽんと物を出して、これを鑑定してくれということであれば、勿論、民間でできて、お願いしていることは当然あるわけですが、捜査のやりとりの中でいろんな鑑定をして、どこまでやっていくとか、そういった業務はなかなか民間委託にはなじまないように思っております。

○原委員 ただ、捜査のやりとりの中でという、犯則の中でということですが、そ

れであっても、やはり公務員だけでおやりになる困難性というのはおありになるのではないですか。

だから、何かもう少しこの業務を切り分けて、業務の中の切り分けたここだけは国がやるけれども、ほかのところは犯則であってもやれるというようなことも考えられるのではないかと思うんですけれども。

これが犯則に係るようなことだろうとかというのは。

○古井業務課長 今、申し上げたとおり、鑑定の結果がどれぐらいの犯罪を犯したのかということの一つの目安となる。それで、告発できるのか、そこまでなかなかできないのかというような判断をしていきます。その判断自体は、当然、民間委託はできないと思うんですけれども、それと、ごく密接に関連して、連動して機動的にやる必要も生じるわけですね。そのところを民間に委託するというよりは、税関の中でやった方が合理的だと思います。加えて、件数もそんなに多くない。こういった観点から数字を取っているわけではないんですけれども、鑑定件数は大体、全国で年間 200 件ぐらいです。ですから、まとまった業務にはなっておりません。

犯則というのはそれぞれの地方で、それぞれの検察・警察等と、連携しているものですので、まとまってやるのはなかなか、全部インターネットでやろうと思えばできる部分はあるかもしれませんが、やはりそれぞれの場所でやる業務だろうと思っています。

それで、「全国で 10 名」と書いてありますけれども、これも調査票に書いてあるように、業務の一部で、こればかりやっているわけではなくて、その一部でやっている仕事という位置づけであり、あるいは、犯則事件ですので、いつ鑑定の必要が生じるかわからないということもあって、そういうことを考え合わせますと、税関の中の部門で、ほかの業務も持ちながら、必要に応じて鑑定もすることが合理的と考えております。 申し上げたとおり、牛肉の価格を調べると言われれば、ある程度市場を幾つか見ればわかったり、そういうこともあるので、そういうのを民間にお願いしておくというのは、我々はここにあるように、なかなか効率的でない面もあって、税関の職員が兼務の中でやっていた方が合理的だろうと思っています。

○大橋専門委員 数字的なことを教えてもらいたいと思うんですけれども、先ほどちょっとおっしゃったけれども、200 件というのは、犯則事件として調査の対象にした件数が 200 件という意味ですか。それとも、それと同時に、もし、犯則調査で差し押さえた後、その後、通常は売却ということになるわけですね。

○古井業務課長 通常は、売却いたしません。

○大橋専門委員 どうしてですか。

○古井業務課長 200 件というのは価格の鑑定が必要なものということで、例えば、麻薬とか拳銃とかは禁制品ということで決まっておりますので、この価格は鑑定しないんです。重量とかは厳密にやりますけれども、そうではなくて関税を、例えば、先ほど申し上げたような高価な物を密輸したとか、そういったときにきちんと価格を鑑定しなければいけな

いということです。

これは、我々としては売却するわけではなくて、輸入が認められる物品については、結局、罰金や、関税等を納付してもらって、最終的には還付して、それは輸入を認めるということになるわけです。罪は罪で、当然、立件するなりなんなりするんですけども、物自体は税関が差し押さえて売るわけではなくて返すわけです。禁制品でなければ。

そういうこともあるので、税関としての公売がほとんどない（平成15年は1件もない）ということです。

○大橋専門委員 返却しているわけですか。

○古井業務課長 はい。返却できるものはです。勿論、禁制品はだめです。

○大橋専門委員 そうすると、そういう密輸品を輸入した人というのは、通常は関税も納めないんでしょうね。

○古井業務課長 密輸というのは、要はきちんと申告しないとか、あるいは申告しても関税を免れるために低い価格で申告するとかするわけです。それについては、程度によっては告発もする。裁判を受けてもらうということになるわけですけども、そこまでいかないときは通告処分という形で罰金を納付すれば物が輸入していいものであれば還付するという形になるわけです。当然、関税等も納付してもらって、罰金等も納付してもらう必要があります。

ですから、差し押さえて、それを国が取得して売ってしまうという手続はほとんどないということです。

○大橋専門委員 この資料の中で、民間に鑑定委託をかなりのものをしていると。けれども、国でやっているものも一部あるというような書き方だと思うんですが、それで間違いはないですか。

○古井業務課長 間違いありません。要は、市場価格のあるものを調べたり、そういうものは国で税関の職員がやっている。あるいは、税関の職員がよく承知しているものについてはやっているものもあります。

○大橋専門委員 整理すると、国が民間委託せずに自分でやっているものというのは、どういったものなのか。

それは、市場価格があれば、それを税関の職員が調査しておれば、別段、民間委託しなくても、それはそれで足りますね。

そのほかに、どんなものがありますか。

○古井業務課長 8. の2ポツにまとめてありますけれども、市場価格調査等で容易に判明するもの。それから、民間に鑑定委託先がないようなもの。例えば、にせブランド商品の価格の認定とかです。

市場価格調査で判明するものについては、豚肉を鑑定してください、牛肉を鑑定してくださいと言っても、それを商売にしておられる方はいないと思いますので、鑑定委託先がないものについては税関でいろんな情報を取って、その都度、何が密輸されるかわかりま

せんので、密輸事件が起きる都度、必要に応じてやるということなんです。

○原委員 もう少し追加でなんですが、そうすると、全国で1年に200件ぐらい。それで、200件のうち、例えば麻薬のようなもの、禁止ということだというのが何件になって、そして、こういったように。

○古井業務課長 麻薬の価格は鑑定しません。

○原委員 そうすると、この200件の中を切り分けて、中で、容易に市場価格が調査できるものと、それから、委託先がないものを公務員の方でおやりになるということですが、それが何件になって、外部に、例えば中古の自動車とかありますけれども、それが何件になるという割合はどういう感じになりますか。

○古井業務課長 最初に申し上げたとおり、200件という数字、こういう目的で取っていないので網羅されていない、大体の感じということですのでお願いしますが、平成15年の例でいえば、民間に鑑定をお願いしたケースは数はわかっておりまして、これは3件です。

○原委員 ほとんど内部で。

○古井業務課長 ほとんど内部でわかるものと、この10名、あるいはその他の職員が業務の一部として取り組んで、その都度の対応でわかったものがそのほかということです。

○原委員 それでは、その数字であれば、外部へ出されるのは少しイレギュラーな、特殊な場合という感じですね。

○古井業務課長 ここにありますように、中古自動車とかブランドの時計の仕入れ価格とか、それは高価で容易にはわかりそうもないというものです。

○大橋専門委員 もともとの話だけれども、犯則事件というのは年間どのぐらいあるんですか。

○古井業務課長 済みません。手元に数字を持っておりません。ちょっと担当課が違うものですから。

○大橋専門委員 どうぞ。

○鈴木主査 この中で、さっきのにセブランド品の鑑定というものはどうするのですか。どういう評価をするのですか。

○古井業務課長 これはなかなか難しいんですけれども、海外の情報を取ってみたりしてやっているということです。

○鈴木主査 にセブランド品は、税関では没収するのではないですか。

○古井業務課長 にセブランドは没収です。禁制品ですので、中には入っていません。

○鈴木主査 そうすると、そのほかに民間に鑑定依頼先がないようなものというのは、これは何をイメージされているのでしょうか。

○古井業務課長 これは私が書いたときにイメージしたのは、これまでの説明と重複しますが、市場価格調査等で容易に判明するものは、民間で鑑定を業としておる方がおられないというような、例えば牛肉とか豚肉とかそういうものを鑑定してくださいと言っ

ても、一体どこに鑑定してもらえばいいのか、そういうことを業としておられる方はまずおられないと思いますので、そういうことも含めて、ここに「民間に鑑定委託先が無いようなもの」ということです。

○鈴木主査 確かに、件数もそれほど多くない。そして、兼務で10名でやっている。しかも、いろいろなものという話だし、それから、専門家でないといけないものは民間委託をしてやっている。

市場価格のないものとか、民間に委託先がないようなものだけは税関でやるしかないというお話だが引き受ける民間がないという議論はちょっとこっち側に置いておいてもらって、まず、市場価格のないものについても、それはある一つのルール、つまりどこでどういう方法で調査して判断するかということさえ決めておけばよいことだと思います。そうでなかったら、税関だって決められないことになる。だから、この鑑定業務全体というのは、繰り返しますが、引き受け手があるのかどうかという事や10名で合理的にやっているという事や片手間にやっている仕事だから、それで効率的ではないかという主張もちょっとこっちへ置いておいてもらって、これは丸ごと民間に委託するという制度設計をしても何ら差し支えないと思われるが、それについてはどうですか。

○古井業務課長 犯則事件の調査、要は捜査当局との関係で、随時のやりとりの中で、どれをどれだけと、先ほど御説明したようなやりとりがあるので、それを一部だけ情報を押さえながら、鑑定だけ随時、こういうことで、こういうことでというやり方は、現実問題としては非常に非効率になる思っておりまして、そこは同じ税関として捜査当局と協力しながらやっていく業務の一環としてやるのがどうしても効率的だろうと思っております。

○鈴木主査 でも、禁制品等については税関で職員がチェックして、その場で押さえるわけですね。これは鑑定の問題も何も起こらない。

それから、過少申告のような場合には、それを抜き出して、これは禁制品ではないから、幾らかということを鑑定してくださいというだけの話ですから、別に犯則事件の犯罪事件との関わり合いというのはない。同時にやることは便利であるというのではなくて、これだけまとめて放り出したものはこれは幾らだと、値段付けてくださいというだけの話ではないでしょうか。

○古井業務課長 鑑定のレベルも、要は市場を1か所だけ調べればいいのか、何か所も要るのか、それは告発して公判維持するとなれば、そのために、前例のあるものばかりではありませんので、一遍調べて、もう一遍調べたとしても、要は立件するためにどこまで調べるかという判断があって、どこかの市場を1か所調べればそれでいいというものでもない可能性もあるわけです。捜査の過程でもっと立件するためには、この価格について証拠を固めてくれとか、そういった話も実際にあるわけなので、そういうやりとりのことを申し上げている。

そのものを切り分けて、どういう鑑定だけしてくださいというふうに言うことであれば、今でも我々から専門家にお願いすることがあるように、それはできると思うんですけれど

も、そうではない場面が捜査の過程ではいろいろな過程があるということを申し上げているんです。

○鈴木主査 そのもの自体ははっきりしているのだから、もっと調べてくださいというのだったらいつでも調べられる話。もっとも返してしまうとそうはいかないでしょうけれども、これは別に税関でやった場合でも、それで一応、これぐらいの値段というので、関税を取り、罰金の額を決めて、返してしまうわけですから、同じことで、捜査の都合でもう一回調べたいというのに対しては特別に支障があるわけではない。一体幾らするかという評価をするだけの話ですから。

○古井業務課長 もう意見は申しましたので、繰り返しません。

○大橋専門委員 やや基本的なことですが、鑑定というのは、その対象というのは価格がほとんど多いんですか。価格についての鑑定と。それ以外に、何かあるんですか。

○古井業務課長 この犯則物件及び公売し、または売却する物件の鑑定に関することというところは価格の鑑定です。

○大橋専門委員 それだけです。

○古井業務課長 ここで言っているのは、価格の鑑定です。

○原委員 もう一点なんですけれども、この職員の方々、兼務ということになっておりますけれども、全体でこういった関連の業務に従事していらっしゃる職員数は全国で何人ぐらいいらして、ほかの業務としてはどういう業務をおやりになっていらっしゃるのか。ちょっと全体の中での位置づけを見たいので、御教示いただけませんか。

○古井業務課長 それは全国で特殊鑑定部門は 10 名ですが、この職員がほかにどういう仕事をしているかということでしょうか。

○原委員 そうです。

○古井業務課長 例えば、石油類等の輸入品の数量を測定する流量計があって、それがきちんと正確にはかれるかどうか鑑定をしたり、あるいは、ものによっては国産できるかどうかというのが関税等の免除の要件になることがありますので、国産可能かどうかというようなことを鑑定する場合もございます。

先ほどのお答えと同じですけれども、輸出入物品がどういうものであるか。輸出しているものであるか、輸入しているものであるかという鑑定というのは、当然、税関の主要な業務としてあります。したがって、ここで言っているこういった公売物件等の価格鑑定は特殊鑑定という名前を付けているわけです。その輸出入品がどういうものかというのをきちんと判断するというのは税関業務の基本ですので、この鑑定は当然行っております。

○大橋専門委員 よろしいですか。

○原委員 はい。私はいいです。

○大橋専門委員 それでは、ありがとうございました。

(財務省関税局関係者退室)

(国税庁課税部関係者入室)

○大橋専門委員 よろしいですか。それでは、御説明ください。

○小鞠酒税課長 国税庁課税部酒税課長をしております小鞠と申します。よろしくお願いします。

それでは、御説明させていただきます。

酒類総合研究所の民間移管及びさらなる民間開放に関する見解につきましては、先日提出いたしましたヒアリング調査票に概要を記載させていただきましたが、それにつきまして、その背景及び補足的な説明をさせていただきます。

まず、酒類総合研究所の業務実績につきましては、財務省評価委員会において毎年度の評価をいただいているところですが、8月末を期限とする総務省及び内閣官房の行革推進事務局から求められました中期目標期間終了時における組織業務全般の見直しの素案の審議に際しまして、当規制改革・民間開放推進会議の中間とりまとめにおいても酒類の研究は取り上げられている旨の報告をさせていただきましたところ、評価委員の方々から、酒類総合研究所については、財務省の評価委員会が高い評価をしているということについて、事務方はきちんと説明するようにと御指摘をいただきましたので、まず御報告させていただきました。

それでは、国税庁における酒税の関係の事務及び組織と、研究所の位置づけについて御説明させていただきます。

酒類関係の事務には、大きく分けまして、酒税の賦課に関する事務と、酒類の健全な発達を図る観点からの、いわゆる産業行政に関する事務がございます。この事務を行うために、国税庁の課税部に酒税課と鑑定企画官を設置しております。

酒税課は、先ほど申し上げました酒税の賦課に関する関係の事務と、産業行政関係の事務の双方を所管しておりまして、鑑定企画官は、同じ賦課関係、産業行政関係のうち、技術的な事項を所掌しております。全国の国税局にも、それぞれ酒税課と鑑定官室を設置しております。

そこで、国税局の鑑定官室と酒類総合研究所との関係ですが、酒税調査などで必要となります分析・鑑定や、酒類製造場などに対します技術指導や安全性のチェック、これは一義的には鑑定官室が行っているところでございますが、鑑定官室に設置しております一般的な機器では対応できないような高度な分析・鑑定が必要な場合や、品質・安全性の確保などの観点から、高度に技術的・科学的な研究が必要な場合などには高度な分析機器を有します酒類総合研究所が担当することとしております。

高度な分析機器類は総じて高額ですし、当然に各種の研究にも使用しますので、独法化する前から研究所に集中配置して、効率的に運用してきたところでございます。

このような酒税課、鑑定官室と酒類総合研究所との基本的な関係は、この研究所が独立行政法人になった現在も変わっておりません。

次に、技術的事項を国、酒類総合研究所が行う必要性について御説明いたします。

まず、酒税の賦課関係についてでございますが、酒税法は酒類を原料及び製造方法など

で清酒、いわゆる日本酒でございますが、しょうちゅう、ビールなど10種類に区分いたしまして、更にアルコール度数等に応じて異なる税率を適用しております。

したがって、例えば味とか香りなどが非常に類似しているものでも、例えば麦芽の使用割合といった原料の違いなどによって異なる酒類に分類されて、異なる税率が適用されるということがございます。ビールと発泡酒の場合がそうですが、これは麦芽の使用割合によって分けられているところでございますが、最近では発泡酒よりも更に低い税率の分類に属する麦芽を全く使わないビール風味の商品も販売されているところでございます。

ほとんどを占める中小のメーカーでは、一定の時期に大量に製造しているのが実態でございますので、製造が終わってしまった後にはなかなか工程の確認ができないこととなります。その場合には、でき上がった商品の成分分析を行うとともに、その結果に基づいて酒税法の分類のどれに当てはまるものなのかについて鑑定が必要となります。それがまさに、税率を決定する重要な要素となりますので、これらの酒の分析・鑑定及びその手法に関する研究などは国税庁が酒税の賦課行政を行う上で必要不可欠なものとなっております。

次に、産業行政の観点からの技術的事項の必要性について説明いたします。

酒類は大きく分けまして、醸造酒、蒸留酒と、これらの混和酒、これらを混ぜたものの3種類に分けることができますが、特に醸造酒でございます清酒、ワインなどは発酵工程における温度変化や、微生物の活動状況などの影響を大きく受けることとなります。したがって、同じ原料・製造方法によって製造した場合でも、発酵させるタンクごとに品質に差が生じたり、場合によっては健康に害を与える可能性がある微生物が発生することもございます。

このため、産業行政の観点からも、また、消費者保護のために酒類の品質・安全性を確保するとの観点からも、原料や製造工程に関する技術的な研究は勿論のこと、醸造関係、微生物等に関する基礎的・基盤的研究を行って、その成果を蓄積するということは、国税庁が行政を行う上で必要不可欠なものとなっております。

次に、民間の酒類関係の研究機関について御説明いたしますが、大手のビールや洋酒の、いわゆる大手メーカーの限られた企業においては研究所を持っております。ただ、そのメーカーに対しまして、例えば酒類に関する高度な分析を任せられるかというと、やはり、それについては酒税の納税者でございますメーカーに対しまして、酒税の課税標準及び税率を決定するための分析・鑑定や、その手法の開発をゆだねることは課税の公平・中立性を維持する観点からは適当ではないと考えております。

この大手の酒類メーカーにおいては、主として新商品の開発等が行われているものと思われませんが、当然のことながら、それはその企業における研究にとどまりまして、それが中小メーカーが成果を享受できるわけではございません。また、基礎的・基盤的な研究は企業利益に必ず結び付かないために実施されないおそれもございます。

また、県等の工業技術センター等の研究機関においては、酒税に関する研究が行われている例もございますが、非常に小規模で、また、専任の研究者も置いていないところも多

いと思われますので、酒類総合研究所の事務を代わって担うというような状況にはございません。

以上、申し上げたとおり、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を図るという2つの任務を担当している国税庁におきまして、酒税に関する高度な分析・鑑定や、研究等を行う酒類総合研究所は不可欠な機関でありまして、その業務の内容も、民間及び地方公共団体に任せるものではございませんので、これを民間に移管することはできないと考えてございます。

次に、研究所の業務がどのような形で国の政策に反映されているかということについてお答え申し上げますが、酒類製造場、酒のメーカーに対しまして技術指導、品質・安全性の観点からのいろいろなチェック等は国税局の鑑定官室で行っているところでございますが、それは研究所の研究成果やノウハウを踏まえて実施するとともに、鑑定官室でいろいろな情報を得られた場合には、直ちに研究所にフィードバックする等、研究所と絶えず密接な情報交換・連携を図って行っているところでございます。

また、研究所において蓄積した知見は、行政を担当しております酒税課においても、酒税の調査や酒類産業行政に対していろいろな検討を行う際にも欠くことのできないものでございまして、酒税課におきましても酒類総合研究所と密接な連携・情報交換をとりながら行政を行っているところでございます。

次に、研究等の一部を民間に委託することについて御説明いたします。

今回、御指摘をいただいたところでございますが、先般の中間とりまとめの意見においては、国が関与せず民間に任せた場合には、その研究成果は企業ノウハウとなるなど、中小企業を含めた業界全体の普及は不可能となるとさせていただいたものでございます。

今回の質問において、知的所有権は国に帰属するという条件を付せば、研究の一部について民間に委託できるのではないかと御指摘については、それはそれ自体としてはそのとおりであるかと思いますが、酒類総合研究所で行っております研究は高リスク高コストの基礎的・基盤的研究から、より酒造製造現場に近い応用開発研究までと幅広く、それが連携することによって効果的・効率的に酒類の品質・安全性の確保を含めた酒類業の健全な発達という目的を達成しようとしているものでございますので、まず、これらの研究を通じて酒税の課税判定に関します分析・鑑定能力の向上をも図っているものでございます。

したがいまして、研究業務の一部を民間に委託することは、業務の運営上、かえって著しく非効果的・非効率的になり、適当ではないと考えます。

○大橋専門委員 手短にお願いします。

○小鞠酒税課長 最後に、酒類総合研究所の業務を民間に委託することを制限する法令につきましては、制限する法令はございません。

以上で、説明とさせていただきます。

○大橋専門委員 何か。

○原委員 私、こちらを見学させていただいたことがありまして、以前、北区の西原であ

って。

○小鞠酒税課長 王子です。

○原委員 その後、東広島の方へ行かれたんですね。ですから、実際に業務も拝見させていただいたことがあるんですけども、勿論、スタートした当時というのは、やはり酒税ということの関係もあって、国がかなり研究にも力を入れていたという、当初のこういった経緯はあったというふうに思うんですけども、ただ、実際にお伺いして、いろいろと見させていただいての感じなんですけれども、大体が研究自体はかなり今、民間の方が熱心におやりになっていると言うとあれですけども、例えば、ビールとか洋酒系は大手の企業ですし、それから、日本酒もそれぞれ地元で頑張っていらっしゃる企業体というのはやはり独自に研究もなさっていて、勿論、研究をしていらっしゃる方々ともお話はしたんですけども、なぜわざわざ国がというところは、今、本当に必要なのかというようなことは感じておりまして、本当に必要な研究とか、それから、例えば、酒税に関わって、どうしても必要な分析とか、何かもうちょっと業務だったら、私、52名もいらっしゃるというのもちょっとびっくりしたんですけども、スリムにもできるし、今の必要性のようなところもどうなのだろうかというふうな感じがしていて、独立行政法人になられて、また評価が入られて、今後については継続的に検討ということになってくるとは思うのですけれども、実際のところ、いかがなんでしょうかという感じはしておりますが。

○小鞠酒税課長 52人も要るかといえば、それは多いか少ないかはいろいろあれなんですけれども、我々としては52人という少ない世帯で必要最小限の研究を行っているという理解でおります。

確かに、大手メーカー等はそれなりの研究スタッフを設けて研究を行っているところでございますが、先ほども申し上げましたように、メーカーにおける研究は商品開発等にある意味、相当シフトして特化しているところがございますので、酒類総合研究所の行っている研究というのは、もう少し基盤的・基礎的な、あるいは業界全体のノウハウとなるような、あと、国税庁の行政にとって必要不可欠なデータを提供すると。そういう観点から行っているところでございます。

○大橋専門委員 最後におっしゃった国税庁の行政、あるいは適正な課税のためにいろいろのお酒の分析・鑑定をしていると。年間、どのくらいの鑑定なり、分析をしているんですか。件数的に。

もう少し言えば、例えば、そちらの酒税課の方から、こういう新しいお酒が出ると。これについて、どのくらいの税を課す必要があるかどうかという、度数とか何かというのを調べてくれという御依頼というのは研究所にしているんですか。

○小鞠酒税課長 依頼というか、適宜、いろいろ聞いたりしていますので、何件聞いているとかそういうデータはなかなかないんですけども。

○福井専門委員 その研究成果は、例えば、具体的にどういう国税場面で活用されるんですか。どういう研究成果が、どのように行政に活用されるんですか。

○浜田鑑定企画官　例えば、先ほどの酒税の賦課の関係で申しますと、例えば、今、しょうちゅうがございましたけれども、しょうちゅうに非常に高い香りがある製品が出た場合に、その香りがもともと製造で出た香りなのか。それとも、後で人工の香料を入れたものかというものについて製品を分析しまして、そのしょうちゅうの香りの成分を全部分析しまして、それが従来から研究しているもろみの発酵過程で出ている香り、そういうものと比較しまして、そして、これは後から添加したものではないかというような鑑定もしております。

○福井専門委員　それでわかったとして、添加したものだとしたら、国税の行政行為にどのような影響があるんですか。

○浜田鑑定企画官　ですから、しょうちゅうはしょうちゅうという酒類ではなくて、今度は、その場合にはスピリッツという酒類に変更になりますので、税金が変わってきます。

○福井専門委員　要するに、添加した場合と添加しない場合で税率が変わるという意味ですか。

○浜田鑑定企画官　はい。

○福井専門委員　要するに、ごまかしていないかどうかをチェックするための研究だということですか。

○浜田鑑定企画官　はい。そういうこともございますし、それから、もう一つ、別で、酒類の安全性という観点からも、本来食品衛生法で決まっているものについては厚生労働省の管轄だと思うんですが、まだ食品衛生法上の規制がないといっても、一般的に、例えば、発がん性があるのではないかという疑いがあるような物質については、それは私どもがやはり国民の健康を守る観点から事前にできるだけそういうものができる過程を研究所で研究していただきまして、また、そういうものがないような方法を開発していただきまして、それを業界に、自主的にですけれども、普及しまして、使っていただきまして、その酒類の安全性を守ると。

○福井専門委員　それは食品安全法の体系では検査できないんですか。

○浜田鑑定企画官　それは、そういう食品衛生法上の基準ができた後では厚生労働省の問題だと思うんですが。

○福井専門委員　しかし、できていないとすると、酒だけが適用除外とかという法令体系になっているのなにか。

○浜田鑑定企画官　まだ安全性が十分、研究段階でわかっていない。

○福井専門委員　それはお酒に関するものだけではなくて、おおよそ世の中で人の口に入るものは全部そうでしょう。お酒だけ、特に厚生労働省の行政よりも、より微量のものでも検査しないといけないという理由は何なのですか。

○浜田鑑定企画官　検査というか、やはり。

○小鞠酒税課長　そこは、そう言われればそのとおりなんですけれども、そういうことで、できるだけ酒類行政の観点から安全性の確保を図っているということでございますが。

○福井専門委員 そこは酒類行政というよりは、要するに食品安全行政の言わば上乘せ部分について、実質的には厚生行政を肩代わりされているということにほかならないですね。

○小鞠酒税課長 そこはどうなのでしょう。食品行政というのは、食品一般についてやっているところで。

○福井専門委員 だって、食品は口に入るものということでしょう。

○小鞠酒税課長 それで、私ども国税庁が所管している分野について、よりやっているというところがございますが。

○福井専門委員 これは民業とはやや別の文脈ですが、要するに、厚生行政で十分だとして、一般的に網にかぶせているのであれば、酒についてだけ、それが足りないのであれば、食品安全法の基準がおかしいのであって、わざわざ国税庁でやらなくてもいいように、そっちでかぶせてちゃんと規制するようにすればいいだけの話ですね。

もう一つの、度数によってという部分なんですけれども、アルコール度数ではなくて何でしたか。お酒の酒類によって税率が変わるというお話なんです。税率を判定するためのお酒の成分の判定というのは、どういうふうに高度な業務ないし高度な研究なのでしょう。そんなに難しいことですか。

○小鞠酒税課長 それはものによりますけれども、微量な成分で何を使ったかを。

○福井専門委員 それは、試薬が特殊であるとか、試薬は一般的でも判定技術が非常に高度で専門的とか、あるいは機械が非常に高価とか、どれに当てはまるんですか。

○浜田鑑定企画官 高度な機械の場合もございますし、それから、先ほど申しましたように、香りの成分がもともと発酵過程でできるものか、それとも、後から添加したものかという、なかなかわかりにくいものでございますから、やはり発酵というものをよく研究し、なおかつ、データの蓄積がないとなかなか難しいもので。

○福井専門委員 それはただ、大学に醸造学科とかいっぱいありますから、醸造学科で研究されている人たちであれば容易に判定できることではないのですか。

○原委員 ちょっと補足で、質問で重ねてなんですけれども、昔はお酒は特級とか1級、2級と分けていましたね。あれはかなり簡素化をして、今は、だから、それほど細かく酒税のランク分けのために分析が必要な状況ではないのではないかというような感じがするんですけれども、以前はかなり細かく分けて、酒税もランクがあったというふうに思っているんですが。

○小鞠酒税課長 確かに、清酒は級別は廃止しておりますが、依然、しょうちゅうとスピリッツと申しますけれども、しょうちゅう以外の蒸留酒とか、あと、先ほど申し上げましたように、ビールと発泡酒、あと雑酒については、依然違いがありまして、そのどっちに入るかは、場合によっては非常に高度な分析が必要になるというケースもございます。

○福井専門委員 判定するための機械とかは、どういうところがつくっていて、ユーザーは国税庁の研究所以外にどういうところがあるんですか。

○浜田鑑定企画官 機械ですか。

○福井専門委員 はい。

しかも、国税庁で特注された特殊な機械を使っているんですか。

○浜田鑑定企画官 そういうものはございません。

○福井専門委員 多分、酒造メーカーとかはいっぱい同じものを使っているわけでしょう。あるいは、大学の醸造学科とか。

○浜田鑑定企画官 一般のところはそうです。

○福井専門委員 であれば、それを使って熟練した人がやれば、何も独立行政法人酒類総合研究所でなければできないということには全然ならない。

○小鞠酒税課長 それと、あとは研究所の鑑定手法の開発です。どういうやり方をやったら見分けられるかということをいろいろ開発もしております。

○福井専門委員 鑑定手法の開発を、例えば、大学の醸造学科に委託をして、開発してくれと頼むよりも、直接やった方が特にいいことはあるんですか。

○浜田鑑定企画官 やはり、まず税法をよく知らなければいけないということと。

○福井専門委員 税法は、要するに区分でしょう。オリジナルな香りかそうでないかとかというような定義さえははっきりしておけば、何も直営の職員でなくてもわかるのではないですか。

○浜田鑑定企画官 あとは、製造工程をしっかり理解して、製造工程の条件をどういうふうに変えた場合にはどうのような発酵状態になるとか、そういったものはなかなか。

○福井専門委員 それは醸造学の専門家ではわからないんですか。

○浜田鑑定企画官 はい。やはり、それは特殊なものがあると思います。

○福井専門委員 何ですか。自分でつくってもおられない方の方が、実際に発酵実験とかをしていたり、現実には酒つくっている人たちよりも製造工程を熟知しているという理由がわからないんですけれども。

○小鞠酒税課長 あと、やはり、どの分類に入るかというのはまさに課税情報なものですから、そこはやはり、国税の組織内で酒類総合研究所という組織で、それではこれが、例えばビールになるか、発泡酒になるかというのは、まさに課税情報なものですから、そこはやはり。

○福井専門委員 それは行政的な割り切りだから、研究ではないですね。どれを発泡酒にし、どれをビールにするかというのは科学的知見を踏まえて決めればいいわけですから、決めるのは当然、行政でやられればいいのです。

でも、ここで議論をしているのは、酒類総合研究という学術研究の分野が直営でなければいかぬとおっしゃる論拠であって、さっきからお聞きし、今のお答えを前提にすると、全然そんな必要がないことがよくわかりましたというのが率直な感想です。

何で醸造学科とかではだめなのかと。中立性をおっしゃるのであれば、それは特定のメーカーがほかのメーカーを判定するのではおかしいかもしれないけれども、例えば、大学

の醸造学科とか、都道府県の工業試験場等でやるのでも何の支障もないのではないですか。
○小鞠酒税課長 そこは私ども、そういう担当の技術者を用意して、研究と、それから開発、一体となっていていろいろやっておりますので、ここだけ委託して。

○福井専門委員 いや、全部民間でいいではないですか。一部とか、部分ではなくて。

今、お聞きした限りですと、全然、行政でやる必要がないのではないですか。行政が判定をおやりになればいい。だけれども、これは研究です。研究の領域で、しかも、いろいろな会社が同じ機器を使ってやっているような程度のことを何ゆえに国税庁の、実質直営に近い形でやらないといけないのか。全く根拠がない。

○小鞠酒税課長 ですから、そこは繰り返しになりますけれども、まさに課税情報の判定と、そのためにどういう。

○福井専門委員 だって、関係ないではないですか。

○小鞠酒税課長 やっていくために、それは研究成果も踏まえていろいろ。

○福井専門委員 踏まえてといっても、行政との連続性で、それが1つの機関でなければならないという必然性は全然ないのではないですか。

それから、もう一つお聞きしますが、どういう研究資格の方が研究員として総合研究所に携わられているんですか。醸造学の博士号取得者は、この中に何人いますか。

○浜田鑑定企画官 正確な数字はちょっと。

○福井専門委員 いるんですか。

○浜田鑑定企画官 おります。

○福井専門委員 何人ぐらいいるんですか。おおむねで結構なんですけれども。

○浜田鑑定企画官 7～8名か、ちょっと正確な数字は何とも言えませんが。

○福井専門委員 専攻を後ほど教えていただけますか。どういう勉強をされて、入所された方であるのか。あるいは、入ってからどういう分野の、例えば博士号を取られた方であるとか、修士号も含めて教えていただけますか。

○鈴木主査 冒頭では、評価委員会から高い評価をいただいていたから、それを報告しておけというお話だけれども、何を評価しているのかさっぱりわからないけれども。まず、鑑定と、それから、研究、両方やっているのでしょうか。それで、鑑定の割合と、それから、研究。研究というのも、これは産業補助ですね。中小企業補助の研究ですね。

ということで、鑑定については、これは酒だ、しょうちゅうだ。そして、その度数は何度だということをやっておるということだけれども、アルコール度数なんていうのは普通の何かの検査器の中に入れば自動的に測定するものでしょう。しょうちゅうだ、清酒だというものの区別というものをつけるのに、そんなに高度な能力が要るのか。どうも、さっぱりわからない。

それはそれとして、これは税金をかけるのに関係してくるから、1つの分野としてやるとしてみても、下の部分、産業保護の関係。この部分について、それをやったとするのだったら、さっき福井専門委員から成果の問題もあったけれども、当然、それは中小酒造メ

ーカーに対する成果のトランスファーというのがあるはずだけれども、そのトランスファーというのはやられておるのか。どの程度の金額的なのというのか、定量的な実績があったのか。そこはどうなんですか。

○浜田鑑定企画官 いろいろあるんですけれども、例えば。

○鈴木主査 要するに、どれぐらいそういう技術をトランスファーしたか。何件あるのか。そして、それによって、そのところの中小メーカーはどれだけ品質を上げて、どれだけ売り上げが上がったかという、そういうファクトを教えてくださいということです。

○浜田鑑定企画官 1つの例としまして、清酒つくりにおきまして、清酒の酵母というのはもろみをつくるときに非常に高い泡を形成しまして、そのために1つの。

○鈴木主査 あなたは個別例を挙げておっしゃるけれども、個別のことを説明されていても時間がかかって仕方がないです。だから、このところの研究は大変高い評価をされておるというのだったら、どういう実績があったのかということを教えてください。それによって中小企業の酒屋さんがおいしい酒をつくって、税金がたくさん入ったという事があるならば、その数字を教えてください。

○浜田鑑定企画官 細かい数字ではないですけれども。

○小鞠酒税課長 酒類総合研究所の産業行政の関連でいえば、研究した成果を一般的に公表していますので、それを使って中小の酒類製造者が生かしていくということでございます。

それでは、具体的にそれによってどれだけ酒の売り上げが伸びたかという分析はしておりません。

○鈴木主査 そうしたら、成果がはっきりしないで、どうして高い評価ができるのですか。やっていますと。多分、中小メーカーは恩恵をこうむっているはずですよとおるだけの話ではないですか。しかし、結果は把握しておりませんということで、それで評価委員会は高い評価をする。何を言っているのかと。

○大橋専門委員 だから、課長の説明は、先ほど、私の質問に対しても、鑑定というのは年間どのぐらいあるんですかと。数字を教えてくださいと言ったら、むにゃむにゃでしょう。今も、鈴木主査の設問に対しても答えが何かふわふわしている。そういうふわふわした数値的なものを把握していないような管理を酒税課が、この酒類総合研究所についてやっているというのは管理不十分ですよ。

おたくが言っているように、まず、主な業務の1つとして酒類の高度な分析・鑑定ということを言っているわけです。それでは、それは件数で何ぼあるんですかと聞いたら、いや、わかりませんか。こんなのは、この研究所を所管されている酒税課の怠慢ですよ。

○小鞠酒税課長 そこは私どもは、独立行政法人の一般的な規定に従いまして、独法に対する主務官庁として対応しているわけございまして、そもそも独法につきましては、独法全体の見直しのスケジュールで、今は中期目標を実施3年目でございますので、それでやっておりますので。

○大橋専門委員 そんなことを聞いているのではない。ちゃんときちっと管理されていないと言っているわけです。数字も把握していないんですもの。一番大宗の業務である鑑定・分析について、年間どのぐらいやっているんですかと。その最も根本的な数字も把握されていないで、評価委員会で御説明されて、評価が非常に高かったなんていうのは、それは評価されていないんですよ。

○小鞠酒税課長 私どもは、独法の一般的な通則、独法の法律に基づきまして、独法に対する管理を行って、それで毎年、その法律に基づいて評価委員会にかけて評価をいただいているということでございますので。

○福井専門委員 関連して、さっきの御質問にも関わるんですが、要するに、これは国税行政のための研究ですね。とすれば、ここの成果、ここの研究員の方とかが発表されている学術論文とか、いかなる意味で発表されたもののサンプルを、どなたか、あるいは数名について、ここ3年ぐらいのものの全部のテーマと概要を教えてください。それがいかなる意味で国税行政に寄与したのかという直接の因果関係がわかるようにお示しになった資料をいただけませんか。

要するに、これは学者とか研究者の醸造学とか発酵学についての知的好奇心を満足するために、こういう直営の、国費を使った研究をやっていただいては困るわけです。国税行政のための研究であるはず。そうであれば、民間にできない国税行政のための研究としていかなる成果が上がっているのかということ、因果関係がわかるように後ほど教えていただけませんか。。

○小鞠酒税課長 過去2年間ですか。

○福井専門委員 3年程度。

○小鞠酒税課長 過去3年間の。

○福井専門委員 研究発表実績です。

○小鞠酒税課長 それがいかに。

○福井専門委員 いかに国税行政に貢献しているかということです。

しかも、それがなにゆえに民間ではそのような研究がなし得なかったのかということ、類似の民間部門、あるいは大学部門の研究との対比で教えていただけませんか。これは根幹的なことだと思います。

○鈴木主査 私も、さっき言った意味での、これが成果を上げて、簡単に言えば、お酒の質がよくなって、たくさんお酒を飲んで、税金を払ってもらったということなんでしょう。だから、それに関連する資料というものを定量的に説明してください。役に立っているかどうかという事がさっぱりわからないのです。

○大橋専門委員 福井先生がおっしゃった国税行政、もう少し幅を広げて、租税政策全般に、この研究所の成果というのがどう利用されたのか。それを具体的に3年ぐらいのターム取って出してください。

○小鞠酒税課長 国税行政に、この酒類総合研究所の業績力がいかに役に立ったか。

○福井専門委員 もうちょっと端的に言うと、研究員の方々は御自身の知的関心のために主に研究をされているということはないんでしょうかということ、そうではないのであればちゃんと実例で示してほしいなと思います。

○大橋専門委員 あと一点、私は非常に疑問に思っているんだけど、これは国家公務員というのがやっているんだけど、なぜ非公務員ではダメなんですか。ここの研究所の職員の身分として。

○小鞠酒税課長 これは、先ほどから申しておりますように、国税の行政と非常に密接に連携をとってやっているということでございまして。

○大橋専門委員 そのことが、どうして公務員でなければならないのですか。

○小鞠酒税課長 そこは先ほどから申し上げておりますように、まさに、どの税が適用になるかということの課税の分析と、鑑定・分析、まさに課税情報を直接的に扱うと。ですから。

○大橋専門委員 言いたい趣旨は、公務員でなければ、密接に国税行政との連携ができないということなんですか。

○小鞠酒税課長 まさに、酒税の課税標準、どれに該当するかということで分析・鑑定を行っているということで、まさに課税情報を扱うということでもありますので、公平・中立性が。

○大橋専門委員 分析・鑑定というのは、言わば事実をきちっと客観的に判定するという行為でしょう。だから、そこに何らかの政策的判断が入るというのは、そちらの方の酒税課の仕事であって、この研究所がやっているのは、あくまでも分析・鑑定という事実の判定ですね。すなわち、何らの政策的判断も入らない。

○小鞠酒税課長 事実の判定とはいっても、まさにそこは課税内容でございしますので、そういう課税内容についての情報を共有して連携を図るためには公務員である必要があると思っております。

○大橋専門委員 だから、別の言葉で言えば、公務員でない、非公務員だと国税行政との連携が図れないのはなぜですかと聞いているわけです。

○小鞠酒税課長 そこは繰り返しになりますが、まさに酒税の賦課決定のために必要な情報を扱うということで、公務員である必要があると思っております。

○福井専門委員 公務員のどういう属性が必要なんですか。

○小鞠酒税課長 そこは中立性・公平性が求められるということです。

○福井専門委員 中立性・公平性が担保されていれば、公務員であるという身分である必要はないですね。

○小鞠酒税課長 あと、そこはまさに課税、税の賦課を扱うということで、高度な公平・中立性が求められているということでございまして。

○福井専門委員 それでは、高度な公平性・中立性が確保されていれば、公務員である必要はないですね。

○小鞠酒税課長 そこは繰り返しになりますが、課税情報について密接な情報交換を行うということで、情報の共有を図るということで、公平性・中立性が非常に求められているということでございます。

○鈴木主査 単純な繰り返しはやらないでください。

○大橋専門委員 時間も来ましたので、お願いした資料、事務局に必ず出しておいてください。よろしくお願いします。

○小鞠酒税課長 確認いたしますと、過去３年間の研究成果の内容と、あと過去３年間の酒類総合研究所の業務の内容が国税の行政にどう役立ったのかということですね。

○大橋専門委員 そうです。

○鈴木主査 言葉だけで説明をしないでください。

○大橋専門委員 データで説明してください。

○鈴木主査 数字上で説明してください。

○小鞠酒税課長 そこはできる範囲内で。

それで、繰り返しになりますが、私どもは独立行政法人酒類総合研究所につきまして、独立行政法人の制度にのっとりましてやっておるところでございまして、独立行政法人については中期目標が終了する時点で見直しをして、そこでやっていくということでございまして、先般、前倒しの対象にはなりませんでした。今後、独立行政法人の見直しの段階のところ、酒類総合研究所の在り方を検討してまいりたいと思っております。

○大橋専門委員 ありがとうございました。